広島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間779円」を「１時間783円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間785円」を「１時間788円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間743円」を「１時間746円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間769円」を「１時間772円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間809円」を「１時間813円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県各種商品小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間756円」を「１時間759円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間764円」を「１時間767円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月１日

長崎労働局長　黒田　正彦

第４号中「１時間695円」を「１時間698円」に改める。

国土交通省

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成 21 年 12 月１日

国土交通大臣　前原　誠司

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明であって、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの

二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明（日本語による学科試験に限る。）

三　計器飛行証明（日本語による学科試験に限る。）

四　航空英語能力証明（日本語による学科試験に限る。）

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第一号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成22年１月24日（日）東京都

二　前項第二号から第四号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成22年１月24日（日）東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成21年12月14日（月）から平成21年12月18日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成21年12月21日（月）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

7　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

特定ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十一年十二月一日

関東経済産業局長　高原　一郎

一　件名　秩父ガス株式会社申請の特定ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十一年十二月二十四日　午後二時から

三　場所　財団法人秩父地域地場産業振興センター（埼玉県秩父市宮側町一番七号）

四　事案の要旨

1　特定ガス供給約款（雇用促進住宅中村宿舎）の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び秩父ガス株式会社（埼玉県秩父市上町三丁目六番二十号）において閲覧に供する。